

役員等報酬等規程

平成 23 年 4 月 1 日

公社評議員会規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 3 号及び定款第 1 4 条第 1 項及び第 2 9 条第 1 項の規定に基づき、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）の評議員及び定款第 2 2 条第 1 項において定める役員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給基準並びに報酬の額等について定めることを目的とする。

(報酬の種類及び通勤手当)

第 2 条 常勤の理事の報酬は年額とし、別表 1 の区分に応じて、それぞれに定める総額の範囲内において理事会で決定する。

2 前項に定める年額の報酬は、月割で支給する。ただし、公益財団法人東京都中小企業振興公社職員給与規程における職員の給与を参考とした割振りによる月額報酬と特別報酬とに区分して支給することができる。

3 評議員及び非常勤の役員の報酬は、招集を受けた評議員会、理事会、会計及び業務の監査及び事業説明会その他公社の運営に関し、必要な会合への出席 1 回につき別表 2 の定額を支給するものとする。

4 常勤の理事にあっては、第 1 項に定める報酬のほか、報酬とは別に通勤手当を支給することができる。

5 役員等が報酬を辞退した場合は、報酬を支給しないことができる。

(新たに常勤の理事に就任したときの報酬)

第 3 条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から前条第 2 項の報酬を支給し、報酬の額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた報酬を支給する。

2 常勤の理事に前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の途中から支給するときの報酬支給額は、その月の現日数を基礎に日割りによって得られた額とする。

(退任又は解任時の報酬)

第 4 条 常勤の理事が退任し、又は解任された場合には、その日の属する月までの報酬を支給する。ただし、月の途中で退任し、又は解任された場合には、その月の現日数を基礎に日割りによって計算した額を支給する。

(再任時の報酬)

第 5 条 前条の規定により、解任当月の報酬金額の支給を受けた役員が、解任された日の属する月のうちに再任されたときは、その月の報酬は支給しない。

2 前項に定める以外の再任のときは、第 3 条の例による。

(報酬の支払方法)

第6条 役員等の報酬は、その全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令等に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除したものとする。

(報酬の支給日)

第7条 評議員及び非常勤の役員の報酬の支給日は、支給の対象となる会議が開催された日から1ヶ月以内の日とする。

(給与規程の準用)

第8条 常勤の理事の報酬及び通勤手当の支給方法、支給日、その他については、この規程に定めるほか、公益財団法人東京都中小企業振興公社職員給与規程の例による。

(委任)

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、公社理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年6月24日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この規程は、令和5年4月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この規程は、令和6年4月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

この規程は、令和7年3月31日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附則

この規程は、令和 8 年 3 月 2 7 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1（第 2 条関係）

常勤の理事の報酬の年額(上限)

	役 職	報酬の年額(上限)
常勤の役員	理 事 長	1 5， 2 0 0 千円
	専務理事	1 3， 9 9 0 千円
	常務理事	1 3， 9 9 0 千円

別表 2（第 2 条関係）

評議員及び非常勤の役員 1 人あたりの 1 回の会議出席に対する報酬の額

	役 職	報酬額
評議員	評議員	1 3， 0 0 0 円
非常勤の役員	理 事	1 3， 0 0 0 円
	監 事	1 3， 0 0 0 円